

令和3年4月1日 練馬区教育委員会発出

「練馬区立学校 改訂版 感染予防のガイドライン(第三改訂版)」より抜粋

(下線文章は本校の感染予防対策の取り組み)

マスクの着用、手指消毒、こまめな換気、身体的距離(少なくとも1m程度)の確保等の基本的な感染予防対策を徹底した上で、各種活動に応じた対策を講じて実施するものとする。

(1)集会等

施設規模等に応じた人数制限を行った上で実施する。また、校内放送やICT機器を積極的に活用する。

(2)教科等の指導

- ①授業における グループや少人数での話し合い・教え合いなどの活動はマスクの着用、1メートル程度の身体的距離の確保、短時間での実施など、感染予防対策を講じた上で実施する。
- ②体育の授業時はマスクを着用させる必要はないが、身体的距離を保つなどの感染予防対策について必ず指導する。なお、参集させて指導を行う場合や話し合い場面では、マスクを着用させる。
- ③屋内における歌唱は、マスク(鼻と口の両方を隙間なく覆う形状のもの)を着用して行う。また、1～2メートル程度の身体的距離の確保や前後の列において生徒が重なって位置しない隊形とするなどの対策を講じた上で実施する。合唱コンクールや儀式的行事における合唱は、上記の対策を前提として、学校規模や施設規模に応じた参加者の制限を行った上で実施する。屋外における歌唱は、十分な身体的距離を取った上でマスクを外して行うことも考えられる。
- ④屋内におけるリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器(金管・木管楽器を含む)演奏は、は、1～2メートル程度の身体的距離の確保や前後の列において生徒が重なって位置しない隊形とするなどの対策を講じた上で実施する。管楽器のベル部分からの飛沫防止に十分配慮する。歌唱や管楽器の演奏は可能な限り短時間の活動とし、歌唱や演奏を行わない時間はマスクを着用する。
- ⑤調理実習は、持ち場や役割分担を明確にするなどして、密な状況密な状況を避ける工夫を可能な限り講じた上で実施する。調理後の喫食では、生徒が対面しない座席配置としたり対面や並列する生徒の間にパーテーションを置いたりするなどの対策を講ずる。ただし、運動会が終了するまでは実施しない。
- ⑥理科等における実験・観察は、活動するグループの人数を可能な限り少なくし、顔や頭を寄せ合う状況を避けることの指導を行った上で実施する。

(3)部活動

- ①部活動は、上記の体育・音楽等の実技活動の指針に則り活動する。ただし、運動会が終了するまでは、活動時間を平日2時間、休日3時間とする。
- ②全パートを合わせて行う合唱および管楽器の合奏を実施する場合は、屋外または体育館等、十分な広さが確保された空間において、確実に換気を行った上で、飛沫による感染リスクの回避(無観客、十分な距離の確保、アクリル板等の設置)に極力配慮して行う。
- ③大会、試合、コンクールおよびイベント等の対外的な活動については、主催者側の感染対策、感染状況、生徒・保護者の理解、移動方法などを管理職が確認の上、活動の可否を判断する。

(4)学校行事

- ①新しい生活様式を踏まえ、参加人数や内容の縮小および活動時間や準備時間の縮減等の工夫を講じた上で実施する。
- ②区立宿泊施設を利用して行う宿泊を伴う校外学習および公費によって行う校外学習は、「練馬区立学校保健給食課が示す「練馬区立学校(園)改訂版感染予防のガイドライン等に基づく宿泊を伴う校外学習の手引き」に基づき実施する。
- ③修学旅行および私費によって行う校外学習は、各交通機関や事業者等が示す制限や感染予防対策を踏まえるとともに、保護者への説明を丁寧に行い、十分な理解を得た上で実施する。
- ④学校公開、道徳授業地区公開講座などの地域と連携して行う行事は時間の制限、人数の制限、分散実施等の工夫により、密接・密集する状況を避けて実施する。ただし、運動会が終了するまでは実施しない。
- ⑤保護者会は、ウェブ会議システム等による実施を積極的に検討する。保護者に参集を求める場合は、広さにゆとりのある会場での実施や分散実施、事前の文書配布による時間短縮などの工夫を行う。